

委託名： 福岡前原道路「料金徴収業務委託」

掲載日	質問	回答
H30.12.25	入札説明書8(6)のア 料金所長又はこれに相当する職務とは、事務取扱責任者代理の経験者も該当となるのでしょうか？	役職名にかかわらず、実際に有料道路における現金及びETCによる料金徴収業務の管理監督者として、所長に相当する職務を遂行していた事実があり、道路管理者からの業務実績証明のほか、具体的な業務内容を記した書類を添付することにより、それが確認できれば該当します。
H30.12.25	入札説明書8(6) 料金所長及び業務主任兼事務員の配置予定者は、現在在籍していなくとも、業務履行が開始される平成31年4月1日までに在籍し、提出した配置予定者を配置すればよろしいのでしょうか？	これら、料金所の管理監督およびそれに準ずる業務にあたる予定の者については、業務開始時の確実な配置が必要です。申請時に直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが望まれます。しかしながら、業務開始時に確実な配置が確認できる書類(例えば、雇用者と被雇用者双方の押印のある雇用契約書や内諾書等)の提出があれば、可とします。
H30.12.26	入札説明書8(6) 配置予定責任者等について、業務開始後に入札説明書8(6)の要件を満たす、別の者に変更することは可能かどうか、ご教示ください。	申請した配置予定者と同等以上の経験を有する者であれば可能です。